

平成 22 年 5 月 31 日 裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、健康保険法（以下「法」という。）による傷病手当金（以下、単に「傷病手当金」という。）の支給を求めるとのことである。

第 2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、a 病院に勤務する〇〇であるところ、同病院に係る健康保険の被保険者資格（以下、単に「被保険者資格」という。）を平成〇年〇月〇日に取得し、平成〇年〇月〇日にそれを喪失した。
- 2 請求人は、てんかん発作疑い、脳腫瘍（以下、併せて「既決傷病」という。）の療養のため、平成〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日までの期間（ただし、平成〇年〇月〇日は、事業主から受けた報酬の額が傷病手当金の額以上であるとして不支給。以下、同日を除いた上記期間を「既決期間 A」という。）、労務に服することができなかつたとして、全国健康保険協会（以下「保険者」という。）から、傷病手当金の支給を受けた。
- 3 請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間（以下「既決期間 B」という。）及び同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間（以下「既決期間 C」という。）、脳腫瘍疑い（以下、この「脳腫瘍疑い」

と既決傷病のうちの「脳腫瘍」を併せて「既決傷病A」という。)の療養のため、労務に服することができなかつたとして、保険者から傷病手当金の支給を受けた。なお、既決期間B及び同Cの請求傷病としては、上記の外に、片頭痛、身体表現性障害、頰椎椎間板ヘルニア(以下、併せて「本件請求傷病」という。)があつたが、既決期間Bについては、「被保険者資格を喪失した際、傷病手当金の支給を受けていないため。」として、不支給処分がなされた。

4 請求人は、本件請求傷病の療養のため、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「当該請求期間」という。)、労務に服することができなかつたとして、平成〇年〇月〇日(受付)、保険者の〇〇支部長(以下、単に「支部長」という。)に対し、傷病手当金の支給を申請した。

5 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「被保険者資格を喪失した際、傷病手当金の支給をうけていないため。」との理由で、傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

6 請求人は、原処分を不服として、〇〇社会保険事務局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

その不服の内容は、再審査請求書の「再審査請求書の趣旨及び理由」の欄に記載され、それに追記されたものを、そのまま掲記すると、次のとおりである。

「略」

第3 問題点

1 傷病手当金の支給については、法第99条第1項は、「被保険者(・・・)が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労

務に服することができない期間、（・・・）支給する。」と規定し、また、その継続給付については、法第104条において、「被保険者の資格を喪失した日（・・・）の前日までに引き続き1年以上被保険者（・・・）であった者であって、その資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずだった期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる。」と規定されている（以下、上記「被保険者の資格を喪失した日（・・・）の前日までに引き続き1年以上被保険者（・・・）であった者」という要件を、「1年要件」といい、「その資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けているもの」との要件を「喪失時受給要件」といい、「被保険者として受けることができるはずだった期間」という要件を「継続労務不能要件」という。

- 2 本件の場合、請求人が1年要件を満たしていることは、前記第2の1から明らかであるところ、保険者は、既決傷病Aと本件請求傷病が異なるので喪失時受給要件を満たさず、一方、請求人は、前記第2の6にあるように、被保険者資格喪失時に片頭痛や身体表現性障害といった精神疾患であったので喪失時受給要件を満たしている旨申し立てているから、本件でまず検討すべきは、請求人の上記申立てを前記1の法規定及び本件における具体的事実関係に照らして認めることができるかどうかである。そして、これが肯定的に解される場合に、次に請求人が継続労務不能要件を満たしているかどうかである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 前記認定された事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

- (1) 前記1の(1)ないし(5)で事実認定したところからすると、請求人は既決期間Aにおいて既決傷病Aないし心疾患を疑わせる症状を訴えているものの、その存在は否定され、既決期間Aにおいて、本件請求傷病のうちの身体表現性障害によって労務不能であった可能性が高いと言わざるを得ない。
- (2) 継続給付による傷病手当金の支給要件充足の有無を検討するに当たって、被保険者資格喪失の際それによって労務不能であると保険者が認めた傷病手当金の対象傷病が事後的に誤っていたことが判明した場合は、喪失時受給要件充足の有無は、当該誤ったことが判明した対象傷病によって判断するのではなく、傷病手当金の継続給付を支給請求した者が実際にその傷病で労務不能となったもので判断すべきであることは、傷病手当金制度の趣旨・目的からして当然であると言える。
- (3) そうすると、請求人は、当該請求期間につき、喪失時受給要件を満たしているとみることができるが、しかし、請求人が継続労務不能要件を満たしているかどうかについては、極めて疑問が残ると言わざるを得ない。すなわち、当該請求期間につき傷病手当金が支給されるためには、身体表現性障害の療養のため、既決期間B及び同Cを通じて一貫して労務不能であり、かつ、当該請求期間を通じて労務不能であることが必要である。既決期間B及び同Cについては、その全期間について、労務不能とされているが、それは身体表現性障害と比べると、その生命・身体・精神により大きな損傷を与えうる既決傷病Aを対象傷病として判断されたものである。また、前記1の(4)のA医師の申立てがあるものの、その間の診療実日数が〇日であることからすると、その間継続して身体表現性障害で労務不能であったと認めることには、ちゅうちょを感じざるを得ない。当審査会は、たとえ既決期間B及び同Cの全期間につき傷病手当金を支給するという判断が誤りであった

としても、当審査会が果たすべき責務が被保険者等の速やかな権利救済であることからいって、その取消しを求めるということはすべきではないが、しかし、そうであるからといって、既決期間B及び同Cの期間内に労務が可能な期間があっても、法令の規定を無視して、新たに当該請求期間につき傷病手当金を支給することまで、認めなければならないというものではない。

- (4) 以上のことと、前記第2の6の請求人の申立て内容及び前記1の(6)で事実認定したことから、請求人に対し、当該請求期間において、本件請求傷病をその対象傷病とした傷病手当金を支給しないとした原処分は、結果としては妥当であり、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。